

県南広域振興局長告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年7月30日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 107号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
和賀郡西和賀町字後口山国有林1008林班と2小班地内	新	m 99.1～49.1	m 31.7
	旧	51.4～49.3	31.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 令和3年7月30日から同年8月30日まで